

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

【様式】

未整備駅名	尼ヶ辻駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：奈良県 市区町村：奈良市
路線名	近鉄橿原線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	5,590人
鉄道事業者又は軌道経営者	近畿日本鉄道株式会社
関係自治体	奈良県 奈良市

バリアフリー化に関する現状

地下駅 2面2線
1番線(橿原神宮前方面：下り)、2番線(大和西大寺方面：上り)、駅構外共、段差未解消。車椅子については、駅員の介助による構内外直通スロープの上げ下ろしで対応可能。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

自治体にH23.3までの整備に向けて協議を行ってきたが、同意を得られなかった為

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

自治体にH23.3までの整備に向けて協議を行ってきたが、同意を得られなかった為

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：未定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

自治体の補助状況により整備予定であり協議継続中

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

自治体の補助状況により整備予定であり協議継続中

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

○都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

本県においては、「奈良県人にやさしい鉄道駅整備事業補助金」により、国・県・地元自治体・鉄道事業者が協調して補助を行っている。(EVIについては、事業費の1/6を負担し、1基当たり12,500千円を上限としている)当駅については、スロープにより段差解消済であるが、EV整備を含めた検討が必要。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

理由：なし

○市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容：なし

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

当市においては、「奈良市人にやさしい鉄道駅整備事業補助金交付内規」により、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての人々にとって安全で快適な移動の円滑化に配慮された人にやさしい鉄道駅の整備を推進している。当該駅は、現在、エレベーターは設置されていないが、スロープ等で駅員が個別に誘導し対応している。今後は、鉄道事業者とエレベーター設置に向けて検討が必要と考えている。

担当部署等名	近畿日本鉄道株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	近畿日本鉄道株式会社
都道府県	奈良県
市区町村	奈良市

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。